

報道発表資料

消費者被害注意速報

平成 22 年 5 月 26 日

独立行政法人国民生活センター

## いまだ増加！高齢者を狙ったカニをめぐるトラブルに注意！

ーサケ・エビ・ホタテも、セット販売も…ー

「カニを買わないか」「カニは好きですか」「市場の売れ残りを特価で販売する」と電話があり、強引に契約をさせられてしまったり、断ったのに商品が届いたりするという相談が数多く寄せられている。最近では、カニのほかにエビやホタテ貝等に関する相談もみられる。国民生活センターでは 2008 年 5 月に「見守り新鮮情報」第 32 号で注意喚起を行っている<sup>注1</sup>が、その後も相談は増加傾向にある。また、高齢者<sup>注2</sup>からの相談が目立つことから、改めて注意を呼びかけたい。

### 1. PI0-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）にみる相談の概要

#### (1) 相談件数

「魚介類」の電話勧誘や勝手に送りつけられてきたもの<sup>注3</sup>に関する相談は、2005-2009 年度で 5,203 件寄せられている。図 1 のとおり、2007 年度の 390 件から 2008 年度以降急増傾向にあり、2009 年度は 2,611 件となっている<sup>注4</sup>。

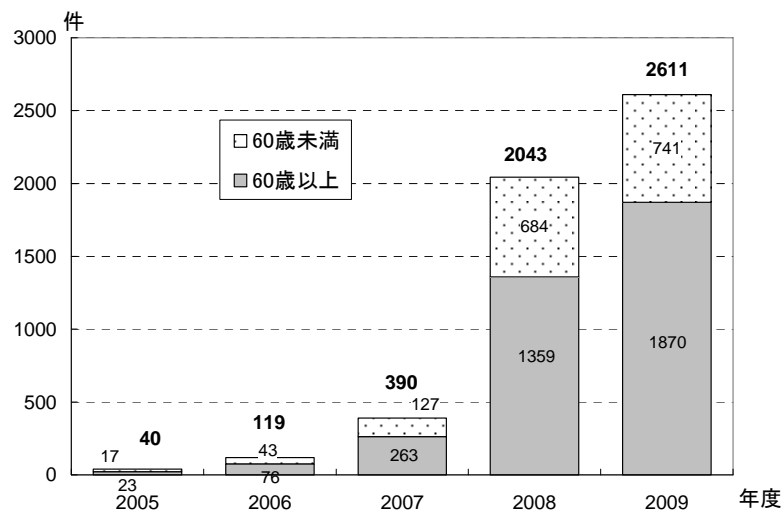


図1 「魚介類」の「電話勧誘販売」または「ネガティブ・オプション」に関する相談件数の年度別推移

注1 [http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen32.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen32.html)

注2 ここでは 60 歳以上としている。

注3 商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、購入しなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。いわゆる送りつけ商法や、「ネガティブ・オプション」ともいう。

注4 2010 年 4 月末日までの登録分。

直近の2009年度では、60歳以上は1,870件(71.6%)、60歳未満が741件(28.4%)と、最近はとくに高齢者の占める割合が大きくなってきている。

## (2) 相談の特徴

2005-2009年度の相談5,203件の内訳は、以下のとおりである。

\*不明、無回答を除いて構成比を計算している。

### ①年代別

契約当事者を年代別で見ると、70歳代が1,356件(28.1%)と最も大きな割合を占め、80歳代1,076件(22.3%)、60歳代1,045件(21.6%)と続く(図2)。平均年齢は67.3歳で、高齢者が多いことがわかる。

### ②地域別

地域別では、南関東が1,024件(19.9%)で最も多く、東海728件(14.2%)、山陽591件(11.5%)、九州北部566件(11.0%)と、この4地域で5割を超えている。一方、北陸、山陰はそれぞれ約1%で、カニ等の名産地以外での地域の相談が多く、地域差がかなりみられる(図3)。

### ③商品別

商品の種類別にみると、カニが4,293件(82.5%)と大半を占めるが、ほかにサケ、ホッケ、ホタテ貝、イクラ、タラコ、エビ等の魚介類もみられる。

### ④契約購入金額

契約購入金額は、1万円以上15,000円未満が1,740件(52.8%)、15,000円以上2万円未満が884件(26.8%)で、1万円台が約8割を占めている(図4)。また平均契約購入金額は、14,718円となっている。

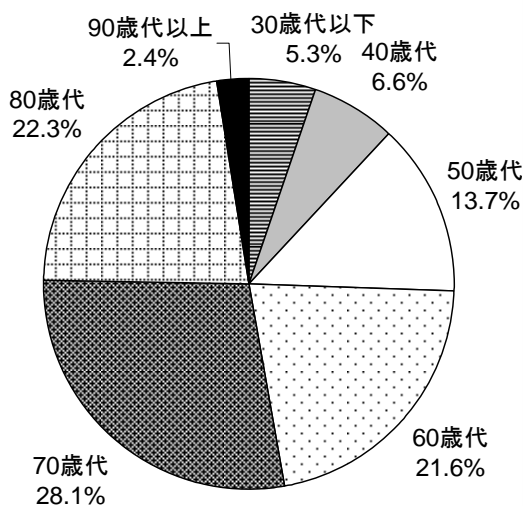


図2 年代別割合

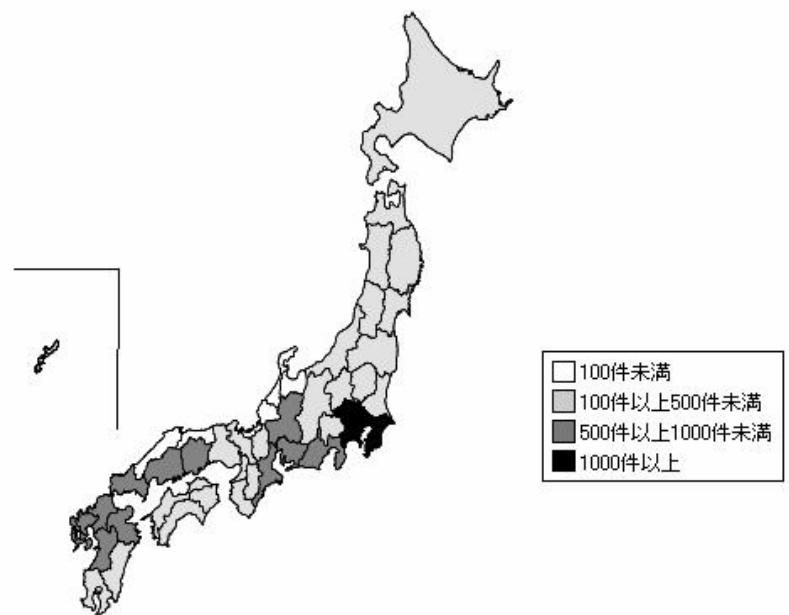


図3 地域別件数

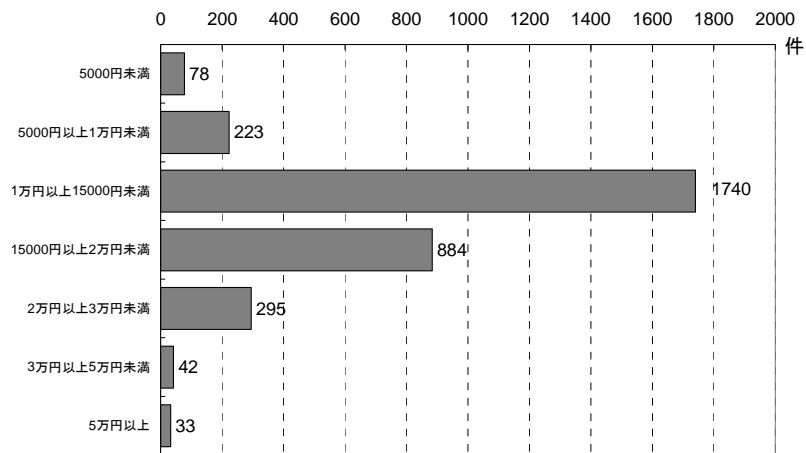


図4 契約購入金額

## 2. 相談事例

### 【事例1】無料でプレゼントのはずが…、勧誘の電話だった

「昆布を無料でプレゼントする」との電話があったが、話しているとカニを購入しないかという勧誘だった。「カニとホタテ貝のセットで、2万円のところを10,500円」といわれた。話しているうちに「もらおうか」といったら、「別に送料が必要で、総額13,000円になる」といわれ、「それならば、いらない」といったら、「送料はまける」という。あいまいに購入の返事をしたところ、「2日後に代金引換宅配便で届く」といわれた。しかし、電話を切った後にカニの種類や数を聞いていないことに気がついた。断りたいが、販売業者は会社名も連絡先も名乗らなかった。

(相談受付年月：2010年3月、契約当事者：70歳代、男性、鹿児島県)

### 【事例2】「魚は好きか」と聞かれて勝手に送られてくる

北海道の水産業者を名乗る者から電話があり、「サケは好きか」「タラは好きか」「辛いものは好きか」などと様々な魚の好み等を聞かれて答えた。連絡先等も知らせておらず、注文してもいないのに魚を送るという。数日後、宅配便業者から「魚を届ける」との連絡があった。1人暮らしであり、送られてきても食べ切ることができないので、受け取りたくない。

(相談受付年月：2010年1月、契約当事者：80歳代、女性、京都府)

### 【事例3】「クーリング・オフできない」といわれた

夫の同級生を名乗り、自宅にカニを送るという電話がかかってきた。夫へのプレゼントだと思ったから送付を了解しただけであるが、4万円支払うよういわれた。「それならば買うつもりはない」と販売業者に伝えたが「契約は成立しているので解約できない。カニは

生ものなのでクーリング・オフはできない」といわれた。

(相談受付年月：2009年12月、契約当事者：70歳代、男性<sup>注5</sup>、広島県)

#### 【事例4】断っても何度も勧誘してくる

実家に帰省した際、1人暮らしの母宛てに、ホタテ貝や、タラコが代金引換宅配便で送られてきた。母に聞いたら、契約をしたのかはっきりと覚えていないようであった。受け取りを拒否して、販売業者には「もう勧誘電話をしないで」と電話したが、自分が母と一緒にいる間に2回も勧誘の電話があり、約束を守ってくれない。

(相談受付年月：2010年3月、契約当事者：80歳代、女性、長野県)

#### 【事例5】断ったら、<sup>どっかつ</sup>恫喝された

電話がかかってきて「記念セールをしている。特別に販売しているズワイカニを食べてみないか」と勧められたが、必要がないので「いらない」と断った。すると、販売業者から「カニが好きか嫌いかを聞いているだけだ」「頭が悪いな」などと恫喝された。会社名を聞いたが教えてもらえず、連絡先として聞いた電話番号は、別の会社の番号だった。

(相談受付年月：2010年4月、契約当事者：60歳代、女性、長野県)

### 3. 消費者へのアドバイス

#### (1) 必要がなければ、きっぱりと断ること

販売業者は値引きしたり、おまけをつけるなどといって、どんどん断りづらい状況を作る。購入の意思がないときには、きっぱりと断ること。電話で1度断れば、その後の勧誘は特定商取引法で禁止されている<sup>注6</sup>。

#### (2) しっかり確認しましょう

電話で承諾した後に値段を伝えたり、「サケを送る」といって別の魚を送ってきたり等の電話での説明と別の商品が届くこともある。電話勧誘販売で生鮮食料品を購入する場合には、必ず販売業者名や連絡先等を確認し、それらが記載された契約書面をもらうこと。

#### (3) 届いたら…

##### ①電話で勧誘された場合、クーリング・オフできる

電話勧誘で承諾をして商品が届いた場合、生鮮食料品であっても、消費者はクーリング・オフをすることができる。

##### ②一方的に送りつけられた場合、受け取る必要はない

一方的に商品を送りつけられても、「承諾」の意思を示していなければ、契約は成立

<sup>注5</sup> 相談者属性は、70歳代、女性である。

<sup>注6</sup> 平成21年12月1日に改正特定商取引法が施行され、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売については、原則として全ての商品・役務を扱う取引が同法の規制対象となった。これにより、事業者が生鮮食品を電話勧誘販売する際には、販売業者名や連絡先などを記載した書面を交付しなければならないほか、断った消費者への再勧誘などが禁止される。また、消費者は書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフが可能となった（ただし、3,000円未満の現金取引の場合は、クーリング・オフの対象外）。

していないので、商品の受け取り義務や支払い義務はない<sup>注7</sup>。代金引換宅配便で送りつけてくる場合があるが、販売業者の連絡先等がわからないことが多いため、いったん支払ってしまうと代金を取り戻すことが非常に難しい。そのため、心あたりのない宅配便や、勝手に送りつけられてきたものは安易に受け取らないこと。

#### (4) **トラブルにあったら、すぐに消費生活センター等に相談すること**

トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談すること。高齢者の判断力不足に乗じて、強引に商品を送りつけるような手口が見受けられる。高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲も注意すること。

#### **4. 情報提供先**

- ・消費者庁 消費者情報課 地方協力室
- ・警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

---

<sup>注7</sup> 万が一、商品を受け取ってしまった場合、受け取った日から14日間（商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間）を過ぎても販売業者が引き取りにこなければ、商品を自由に処分してもよいので、代金を支払う必要もない（特定商取引法第59条1項）。ただし、届いた商品を消費者が使用・消費したときは、購入する意思があったものとみなされる可能性があるため、注意が必要である。

<title>いまだ増加！高齢者を狙ったカニをめぐるトラブルに注意！ - サケ・エビ・ホタテも、セット販売も… - </title>